

訪問看護重要事項説明書(医療保険)

《令和 7年 4月 1日現在》

1. 当ステーションが提供するサービスについての相談窓口

電話 024-921-5246 (月～金曜日 8:45～17:05)
(土曜日 8:45～13:00)

2. 当ステーションの概要

(1) 訪問看護ステーションの指定番号およびサービス提供地域

事業所名	いづみ訪問看護ステーション
所在地	福島県郡山市香久池1丁目18番11号
医療保険指定番号	03,9002, 1
サービスを提供する地域	郡山市内に居住の方

(2) 職員体制

	常勤	非常勤	計
管理 者	1名		1名
看護師	3名	0名	3名
保健師	2名	0名	2名

(3) 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、第3土曜日、日祝祭日、12月31日から1月3日までを除く。(24時間緊急対応あり)

(4) 営業時間

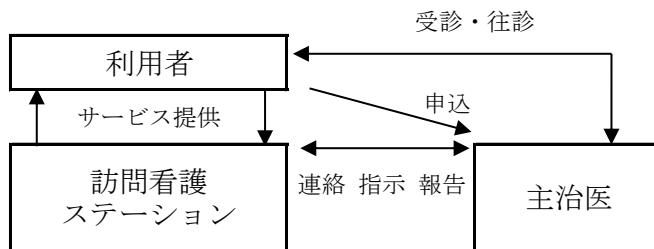
平 日	8:45～17:05
土 曜 日	8:45～13:00

(5) 事業の目的及び運営方針

利用者の生活の質の確保を重視し、日常生活動作能力の維持・回復を図るとともに家庭や住み慣れた地域社会で療養できるよう支援することを事業目的とします。

事業を運営するに当っては、市町村及び他の保健、医療又は福祉サービスを提供するとの連携を図り、健全かつ適切に管理、運営します。

3. 訪問看護のお申し込みからサービス利用開始まで



訪問看護は、看護師などが家庭訪問し、病気や障害のために支援を必要とされる方へ看護を提供するサービスです。医療保険制度で利用できます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携を図りながら看護を提供します。

お申込は当事業者又は医療機関、市町村役場などにご相談下さい。

訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

4. 提供できるサービス内容

介護度にかかわらず、ご希望を相談の上提供します。

- ① 家族への介護支援
- ② 病状観察
- ③ 清潔援助（清拭・入浴介助）
- ④ ターミナルケア
- ⑤ カテーテル管理
- ⑥ 食事（栄養）指導管理
- ⑦ 排泄の介助
- ⑧ 床ずれの予防と処置
- ⑨ 医師の指示による診療補助
- ⑩ リハビリテーション

5. 利用料金

（1）利用料など

*医療保険の被保険者で、介護保険制度を利用されていない方、主治医が訪問看護の必要を認めた方

ただし、疾患や状態によっては医療保険・介護保険を併用できます。

*料金表別紙参照

（2）料金のお支払方法

毎月27日（休日の場合翌営業日）にご指定の口座より引き落とし致します。

6. サービスの終了

（1）利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスを終了する日の1週間前迄にご連絡ください。

緊急入院となった場合は、直ちに当事業所へご連絡ください。

（2）自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が施設に入所した場合。
- ・利用者が病院に入院した場合。
- ・利用者がお亡くなりになった場合。

7. 緊急時の対応

訪問看護を提供している際に、利用者の病状に急変等が生じた場合は、速やかに主治医等へ連絡を行う等の必要な措置を講じます。

8. ハラスメント対策

事業所は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

9. 虐待防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

（1）虐待防止に関する担当者は、管理者です。

（2）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知しています。

- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 0. 身体拘束等の原則禁止

- (1) 事業所は原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。行動を制限する場合は、利用者、利用者の家族等に十分な説明を行い同意を得る共に、その態様及び期間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由及び経過について記録します。
- (2) 事業所は、従業者への教育を徹底するとともに、いかなる場合においても利用者に対する虐待行為は行いません。

1 1. 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期実施します。

1 2. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います

1 3. 秘密保持

職員は業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を厳守します。

しかし、知り得た情報を第三者に提供する場合には、あらかじめ利用者又は家族に同意を得ます。

（第三者とは、主治医・市町村など関係機関事業所）

1 4. ご利用にあたってのお願い

- (1) 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。
- (2) 訪問予定の日時を変更希望される場合は、必ず前日までにご連絡下さい。
- (3) 訪問担当看護師は固定ではなく複数とさせていただきます。
- (4) 当事業所の都合により、時間を変更させていただくことがあります。
- (5) サービス利用目的に変更のある場合は文書にて通知、再同意を得ます。

1 5. サービス内容に関する苦情

当ステーションのサービスに関する相談・苦情について承ります。

電話番号 024-921-5246

責任者（管理者） 熊田 由里子

受付時間： 月～金曜日 8：45～17：05

土曜日 8：45～13：00

（第3土曜日・日曜日・祝祭日、12/31～1/3を除く）

訪問看護重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

《令和 7年 4月 1日現在》

1. いづみ訪問看護ステーションの概要

(1) 訪問看護ステーションの指定番号およびサービス提供地域

事業所名	いづみ訪問看護ステーション
所在地	福島県郡山市香久池一丁目18番11号
介護保険指定番号	0760390021
サービスを提供する地域	郡山市内に居住の方

※第三者評価は受けておりません。

(2) 職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1名	0名	1名
看護師	3名	0名	3名
保健師	2名	0名	2名

(3) 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、第3土曜日、12月31日から1月3日までを除く。
(24時間緊急対応あり)

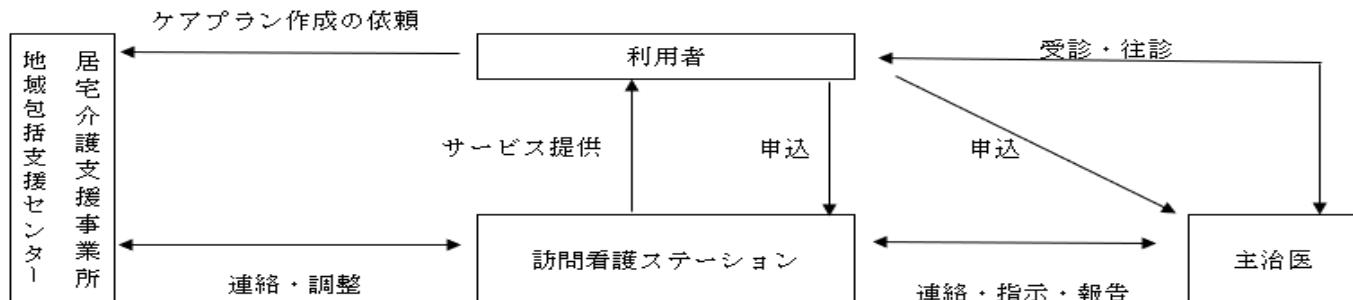
(4) 営業時間

平日	午前8時45分から午後5時5分
土曜日	午前8時45分から午後1時

(5) 事業の目的及び運営方針

適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とします。利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、心身機能の維持回復、生活機能の維持または向上を図るものとします。

2. 訪問看護のお申し込みからサービス利用開始まで



訪問看護（介護予防訪問看護を含む以後省略）は、看護師などが居宅訪問し、病気や障害のために支援を必要とされる方へ看護を提供するサービスです。介護保険制度で利用できます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携を図りながら看護を提供します。お申込は当事業者又は医療機関、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターなどにご相談下さい。訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

3. 提供できるサービス内容

介護度にかかわらず、ご希望を相談の上提供します。

①	家族への介護支援
②	病状観察
③	清潔援助（清拭・入浴介助）
④	ターミナルケア
⑤	カテーテル管理
⑥	食事（栄養）指導管理
⑦	排泄の介助
⑧	床ずれの予防と処置
⑨	医師の指示による診療補助
⑩	リハビリテーション

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険の被保険者で、要介護状態等の認定を受けて主治医が訪問看護の必要を認めた方

	利用者負担割合 1割の方		2割の方		3割の方	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防
20分未満	314円	303円	628円	606円	942円	909円
30分未満	471円	451円	942円	902円	1,413円	1,353円
30分以上1時間未満	823円	794円	1,646円	1,588円	2,469円	2,382円
1時間以上1時間30分未満	1,128円	1,090円	2,256円	2,180円	3,384円	3,270円
* ¹ サービス体制強化加算			6円/回		12円/回	
* ² 看護体制強化加算Ⅰ 看護体制強化加算Ⅱ	1回/月	550円 200円	100円	1,100円 400円	200円	1,650円 600円
* ³ 緊急時訪問看護加算Ⅰ	1回/月		600円		1,200円	
* ⁴ 特別管理加算	1回/月		(I) 500円 (II) 250円		1,000円 500円	
* ⁵ 長時間訪問看護加算	1回/月		300円/回		600円/回	
* ⁶ 複数名訪問加算 (I)	30分未満 30分以上		254円/回 402円/回		508円/回 804円/回	
* ⁷ 退院時共同指導加算	1回/退院時		600円		1,200円	
* ⁸ 初回加算Ⅰ 初回加算Ⅱ	退院当日訪問 退院翌日以降		350円 300円		700円 600円	
ターミナルケア加算(予防除く)	死亡月のみ		2,500円		5,000円	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合。1月あたり	2,961円 介護5+800円		5,922円 介護5+1,600円		8,883円 介護5+2,400円	
上記の定期巡回の場合 サービス体制強化加算		50円/月		100円/月		150円/月

(2) その他利用料

全額自己負担

エンゼルケア	税別	10,000円
交通費	市内	無料
	市外	50円/1km+消費税

* 1 研修等を実施しており、かつ看護師等の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上である場合に算定。

* 2 算定月属する月の前6月において、指定訪問看護事業所における利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50%以上である。算定月属する月の前6月において、指定訪問看護事業所における利用者総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が20%以上である。算定月属する月の前12月において、指定訪問看護事業所における利用者総数のうち、ターミナル加算を算定した利用者が5名以上いる。医療機関と連携のもと、看護職員の出向や研修派遣などの相互人材交流を通じて在宅療養支援能力の向上を支援し、地域の訪問看護人材の確保・育成に寄与する取り組みを実施していることが望ましい。(介護予防) 訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上であること(令和5年4月1日施行)。

* 3 利用者の同意を得て、利用者又はその家族に対して24時間連絡できる体制にあって、かつ計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合。緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制整備が行われていること。

* 4 【特別管理加算Ⅰ】在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気切カニューレを使用している状態・留置カテーテルを使用している状態に算定。(胃チューブ留置・腹膜透析・気管切開・気管カニューレ・膀胱留置カテーテル・PTCD・輸液ポート・継続的に行なうサーフロによる点滴の計画的管理を行なっている状態)

【特別管理加算Ⅱ】在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅特続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧疾患患者指導管理、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行なう必要があると認められる状態に算定。

* 5 特別な管理が必要とされる状態で訪問時間が1時間30分を越える場合。

* 6 同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、利用者やその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合。

- ①利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合。
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。
- ③その他利用者の状況から判断して①又は②に準ずると認められる場合。

* 7 入院・入所中に訪問看護師が、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行ないその内容を提供した場合。

* 8 新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合。 (* 7 を算定する場合は算定しない)

【初回加算 I】退院した日に初回の訪問看護を行った場合

【初回加算 II】退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合

※早朝午前 6 時から午前 8 時まで、夜間午後 6 時から午後 10 時までの時間に訪問看護を行った場合は所定単位数の 25 %を加算。深夜午後 10 時から午前 6 時までの時間に訪問看護を行った場合は所定単位数の 50 %を加算する。

※サービス提供体制強化加算、特別管理加算及び緊急時訪問看護加算については区分支給限度基準額の算定対象外。

(3) 減算

業務継続計画未実施減算

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していない場合

高齢者虐待防止措置未実施減算

以下の措置が講じられていない場合

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催し、従業者へ周知徹底
- ・虐待防止の指針を整備
- ・従業者への、虐待防止のための研修の定期的実施
- ・上記措置を実施するための担当者の設置

5. サービスの終了

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスを終了する日の 1 週間前迄にご連絡ください。

(2) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

・利用者が介護保険施設に入所した場合。

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。 * 主治医が必要と認めた場合、医療保険にて訪問を継続することができます。

・利用者がお亡くなりになった場合。

6. 緊急時の対応

訪問看護を提供している際に、利用者の病状に急変等が生じた場合は、速やかに主治医等へ連絡を行う等の必要な措置を講じます。

緊急入院となった場合は、直ちに当事業所へご連絡ください。

7. ハラスメント対策

事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

8. 虐待防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者は、管理者です。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知しています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

9. 身体拘束等の原則禁止

- (1) 事業所は原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。行動を制限する場合は、利用者、利用者の家族等に十分な説明を行い同意を得る共に、その態様及び期間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由及び経過について記録します。
- (2) 事業所は、従業者への教育を徹底するとともに、いかなる場合においても利用者に対する虐待行為は行いません。

10. 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期実施します。

1.1. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.2. 事故・災害発生時の対応

訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村・主治医・利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等に速やかに連絡を行う等の必要な措置を講じます。又、災害が発生した場合、サービスを中断することがあります。

1.3. 損害賠償について

訪問看護の提供により、事業者の責めに帰すべき事由にて利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。

1.4. 秘密保持

職員は業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を厳守します。

しかし、知り得た情報を第三者に提供する場合には、あらかじめ利用者又は家族に同意を得ます。（第三者とは主治医・市町村・居宅介護支援事業所・地域包括支援センターなど他のサービス事業所）

15. ご利用にあたってのお願い

- (1) 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらについて内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。
- (2) 訪問予定の日時を変更希望される場合は、必ず前日までにご連絡下さい。
- (3) 訪問看護師は担当固定でなく複数名とさせていただきますのでご了承下さい。
- (4) 当事業所の都合により、訪問時間変更等のためご相談させていただく場合があります。
- (5) サービス利用目的に変更のある場合は文書にて通知し、再同意を頂きます。
- (6) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合はサービス中止や契約を解除することもあります。

16. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所苦情担当

当ステーションのサービスに関する相談・苦情について承ります。

電話番号 024-921-5246

責任者 熊田 由里子

受付時間：月～金曜日 午前8時45分から午後5時5分

土曜日 午前8時45分から午後1時

(第3土曜日、日曜・祝祭日、12/31～1/3までを除く)

(2) 市町村担当

当事業所以外に、市町村の相談、苦情窓口等に苦情を申し出ることもできます。

郡山市保健福祉部介護保険課 電話番号 024-924-3021

(受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分)

福島県国民健康保険団体連合会 電話番号 024-528-0040

(受付時間 平日 午前9時から午後4時)

福島県運営適正化委員会 電話番号 024-523-2943

(受付時間 平日 午前9時から午後4時30分)